

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 4 年 7 月 27 日

申請者 フリガナ名又は名称 カバシキガイシャ エー
 株式会社 A キュー
 住所 大阪府柏原市平野1-9-34 メゾン平野102
 フリガナ名
 代表取締役 成宮遼河
 電話番号 072-974-2403
 FAX番号 072-974-2403
 メールアドレス aquas.contact@gmail.com

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 2 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者		8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	広陵町 上下水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者	✓	16	安堵町 水道事業管理者		23	河合町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長	✓	17	磯城郡 水道企業団企業長		24	吉野町 水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 上下水道事業管理者		18	高取町 水道事業管理者		25	大淀町 上下水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	明日香村 水道事業管理者		26	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		13	平群町 水道事業管理者		20	上牧町 水道事業管理者				
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	王寺町 水道事業管理者				

指定給水装置工事事業者指定申請書

水道事業者 殿

令和4年7月27日

申請者 氏名又は名称

株式会社 A Q

住 所

大阪府柏原市平野1-9-34 メゾン平野102

代表者氏名

代表取締役 成宮遼河

水道法第16条の2第1項の規定による指定給水装置工事事業者の指定を受けたいので、同法第25条の2第1項の規定に基づき次のとおり申請します。

役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者）の氏名	
氏 フリガナ 名	氏 フリガナ 名
ナルミヤ リョウガ 代表取締役 成宮遼河	
事業の範囲	管工事、水道設備工事
機械器具の名称、性能及び数	別表のとおり

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称 豊中市水道局 給水装置工事	株式会社 A Q
上記事業所の所在地	郵便番号 582-0019 住所 大阪府柏原市平野1-9-34 メゾン平野102 電話番号 072-974-2403 FAX番号 072-974-2403 メールアドレス aquas.contact@gmail.com
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名 成宮萌香	給水装置工事主任技術者免状の交付番号 第306215号

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	
上記事業所の所在地	
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号

(備考) この用紙の大きさは、A4用紙とすること。

別表（水道法施行規則第18条関係）

機械器具調書

令和4年7月27日現在

種別	名称	型式、性能	数量	備考
管の切断用の機械器具	・金切りのこ パイプカッター	固定式鋸弦	4 1	
	縫ビカッター		2	
	バリ取り工具		2	
管の加工用の機械器具	・やすり パイプねじ切り器	中目 ラケット式	6 1	
管の接合用の機械器具	トーランフ パイフレンチ スパンナ モンキーレンチ	ガスボンバー式	2 2 4 4	
水圧テストポンプ	手動式テスト		1	

(注) 種別の欄には「管の切断用の機械器具」、「管の加工用の機械器具」、「接合用の機械器具」、「水圧テストポンプ」の別を記入すること。

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからヘまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和4年7月27日

申請者

氏名又は名称 大阪府柏原市平野1-9-34 メゾン平野102
住 所 株式会社 A Q
代表者 氏名 代表取締役 成宮遼河

水道事業者 殿

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

履歴事項全部証明書

大阪府柏原市平野一丁目9番34-102号メゾン平野
株式会社AQ

会社法人等番号	1220-01-035485
商 号	株式会社AQ
本 店	大阪府柏原市平野一丁目9番34-102号メゾン平野
公告をする方法	官報に掲載する方法による。
会社成立の年月日	令和4年1月4日
目的	1. 上下水道工事に伴う配管工事 2. 上下水道工事の請負及び修理業務 3. 道路舗装工事・上下水道工事並びにその他の土木工事の請負及びこれらに関連する調査・設計・監理建築 4. 上下水道工事の設計、請負及び施工 5. 一般建築工事の企画、設計、施工、請負 6. 上下水道工事に係る資材の仕入及び販売 7. 配管工事の設計、請負、施工、管理 8. 建築・土木工事の施工及び請負 9. 不動産の所有、賃貸、管理 10. 前各号に附帯又は関連する一切の業務
発行可能株式総数	1万株
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 100株
資本金の額	金100万円
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を譲渡により取得するには、株主総会の承認を受けなければならない。
役員に関する事項	取締役 成宮遼河 大阪府柏原市法善寺四丁目10番52号 代表取締役 成宮遼河
登記記録に関する事項	設立 令和4年1月4日登記

大阪府柏原市平野一丁目9番34-102号メゾン平野
株式会社AQ



これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明
した書面である。

(大阪法務局東大阪支局管轄)

令和4年5月2日

大阪法務局東大阪支局

登記官

柏 本 和哉



株式会社AQ定款

令和3年12月10日 作成

定 款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当会社は、株式会社AQと称する。

(目 的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 上下水道工事に伴う配管工事
2. 上下水道工事の請負及び修理業務
3. 道路舗装工事・上下水道工事並びにその他の土木工事の請負及びこれらに関連する調査・設計・監理建築
4. 上下水道工事の設計、請負及び施工
5. 一般建築工事の企画、設計、施工、請負
6. 上下水道工事に係る資材の仕入及び販売
7. 配管工事の設計、請負、施工、管理
8. 建築・土木工事の施工及び請負
9. 不動産の所有、賃貸、管理
10. 前各号に附帯又は関連する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を大阪府柏原市に置く。

(機関)

第4条 当会社は、株主総会及び取締役を置く。

(公告の方法)

第5条 当会社の公告方法は、官報に掲載する方法による。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、10000株とする。

(株式の譲渡制限)

第7条 当会社の株式を譲渡により取得するには、株主総会の承認を受けなければならない。

(相続人等に対する売渡しの請求)

第8条 当会社は、相続その他の一般承継により当会社の株式を取得した者に対し、当該株式を当会社に売渡すことを請求することができる。

(株券の不発行)

第9条 当会社は、株式に係る株券を発行しない。

(株主名簿記載事項の記載又は記録の請求)

第10条 当会社の株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには、株式取得者とその取得した株式の株主として株主名簿に記載され、若しくは記録された者又はその相続人その他の一般承継人が当会社所定の書式による請求書に署名又は記名押印し、共同して請求しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、利害関係人の利益を害するおそれがないものとして法務省令に定める場合には、株式取得者が単独で株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求することができる。

(質権の登録及び信託財産の表示)

第11条 当会社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当会社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印し、提出しなければならない。その登録又は表示の抹消についても同様とする。

(株主の住所等の届出)

第12条 当会社の株主及び登録株式質権者又はその法定代理人若しくは代表者は、当会社所定の書式により、その氏名又は名称、住所及び印鑑を当会社に届け出なければならない。届出事項に変更が生じたときも、その事項につき、同様とする。

(基準日)

第13条 当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもってその事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2 前項のほか必要があるときは、取締役の過半数の決定によりあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

第3章 株主総会

(招集及び招集権者)

第14条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、隨時必要に応じて招集する。

2 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、取締役の決定に基づき、社長がこれを招集する。社長に事故又は支障があるときは、予め定めた順位により他の取締役がこれを招集する。

3 株主総会を招集するには、会日より1週間前までに、議決権を有する各株主に対して招集通知を発するものとする。ただし、総株主の同意があるときはこの限りではない。

(議長)

第15条 株主総会の議長は、社長がこれに当たる。社長に事故又は支障があるときは、取締役において予め定めた順位により、他の取締役が議長になり、取締役全員に事故若しくは支障があるときは、総会において出席株主のう

ちから議長を選出する。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使できる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項の定めによる決議は、議決権行使することができる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当る多数をもって行う。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、代理人によって議決権行使することができる。この場合には、総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

2 前項の代理人は、当会社の議決権を有する株主に限るものとし、且つ、2人以上の代理人を選任することはできない。

(総会議事録)

第18条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、議長及び出席した取締役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名をし、10年間本店に備え置く。

第4章 取締役

(員数)

第19条 当会社の取締役は1名以上とする。

(選任および解任の方法)

第20条 当会社の取締役の選任及び解任は、株主総会において、議決権行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

2 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

(任期)

第21条 取締役の任期は、選任後10年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。

2 補欠又は増員により選任した取締役の任期は、前任者又はその選任時に在任する取締役の任期の満了すべきときまでとする。

(代表取締役)

第22条 取締役が2人以上ある場合は、そのうち1名以上を代表取締役とし、取締役の互選によってこれを定める。

2 代表取締役が2名上の場合は、そのうち1名を社長とする。

(取締役に対する報酬等)

第23条 取締役に対する報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議により定める。

第5章 計 算

(事業年度)

第24条 当会社の事業年度は、毎年1月1日から同年12月31日までとする。

(剰余金の配当等)

第25条 当会社は、株主総会の決議によって、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録のある株主又は登録株式質権者（以下「株主等」という。）に対して剰余金の配当を行う。

2 前項に定める場合のほか、当会社は、あらかじめ公告して基準日を定め、その最終の株主名簿に記載又は記録のある株主等に対して、剰余金の配当を行うことができる。

(剰余金の配当の除斥期間)

第26条 剰余金の配当がその支払提供の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

2 前項の配当金には利息を付けない。

第6章 附 則

(設立に際して発行する株式)

第27条 当会社の設立に際して発行する株式の数は100株とし、その発行価格は1株につき金1万円とする。

(設立に際して出資される財産の価額及び成立後の資本金の額)

第28条 当会社の設立に際して出資される財産の価額は金100万円とする。

2 当会社の設立後の資本金の額は金100万円とする。

(発起人の氏名ほか)

第29条 発起人の氏名、住所、設立に際して割り当てを受ける株式数及び株式と引き換えに払い込む金額は、次のとおりである。

大阪府柏原市法善寺四丁目10番52号

成宮遼河 普通株式 100株 金100万円

(最初の事業年度)

第30条 当会社の最初の事業年度は、会社成立の日から令和4年12月31日までとする。

(設立時の役員)

第31条 当会社の設立時取締役、設立時代表取締役は、次のとおりとする。

大阪府柏原市法善寺四丁目10番52号

設立時取締役及び設立時代表取締役 成宮遼河

(法令の準拠)

第32条 本定款に定めのない事項は、すべて会社法その他の法令の定めるところによる。

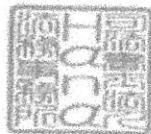
以上、株式会社AQを設立するため、発起人 成宮遼河 の定款作成代理人である司法書士法人H a n a 法務事務所（代表社員 渡邊幸孝）は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名する。

令和3年12月10日

発 起 人 大阪府柏原市法善寺四丁目10番52号
成宮遼河

上記発起人の定款作成代理人

大阪市中央区大手前一丁目7番31号OMMビル
司法書士法人H a n a 法務事務所
代表社員 渡邊幸孝



この定款の写しは原本と相違ない事を証明する。

令和4年7月27日

株式会社AQ 代表取締役 成宮遼河



第三〇六二一五号

給水装置事務技術者免状

本籍 大阪府

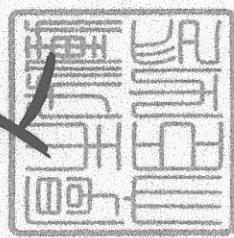
氏名 成宮萌香

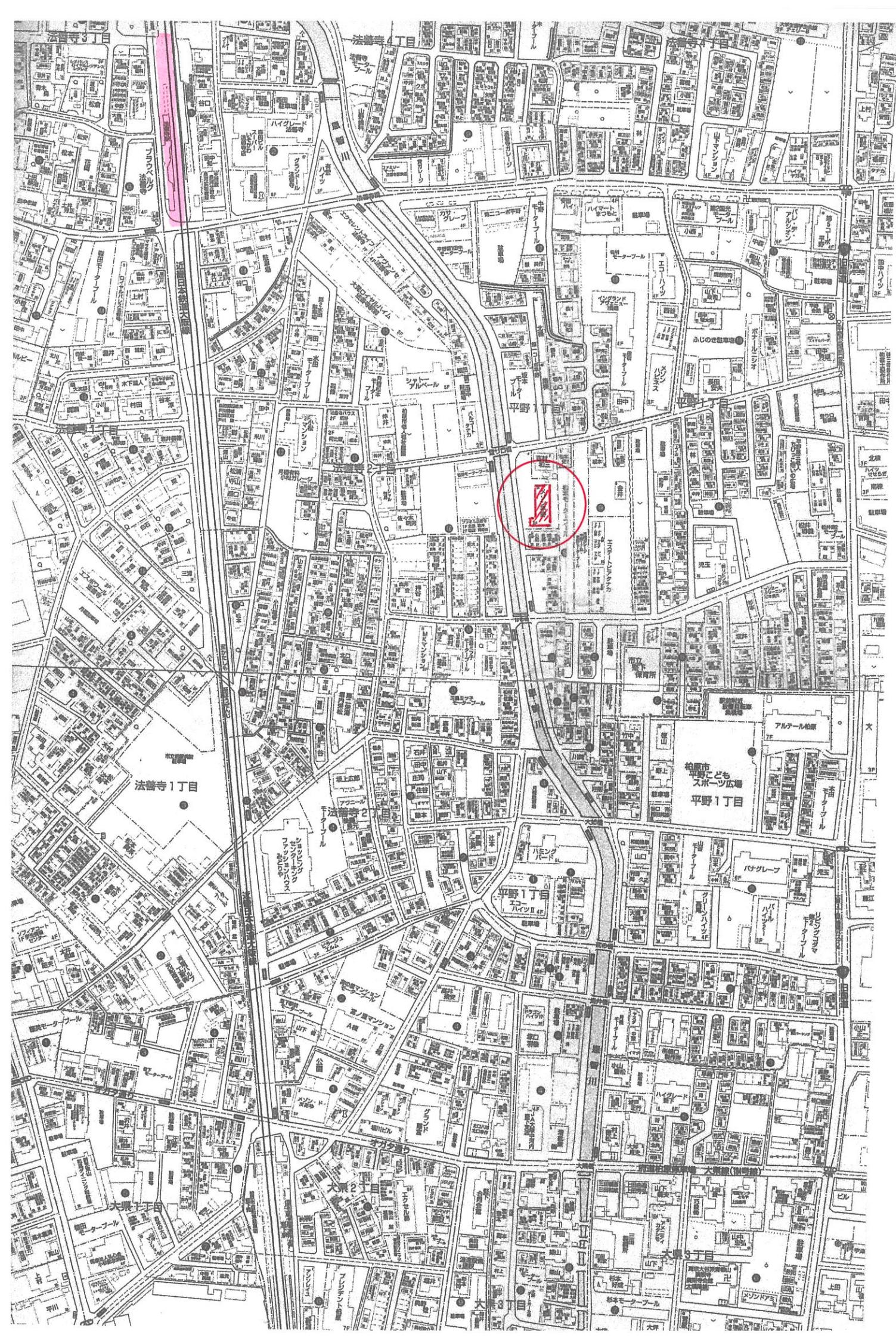
平成六年五月一日生

水道法(昭和二年法律第二百七十七号)の
規定により給水装置事務技術者
技術者免状を交付する。

令和三年一月十二日

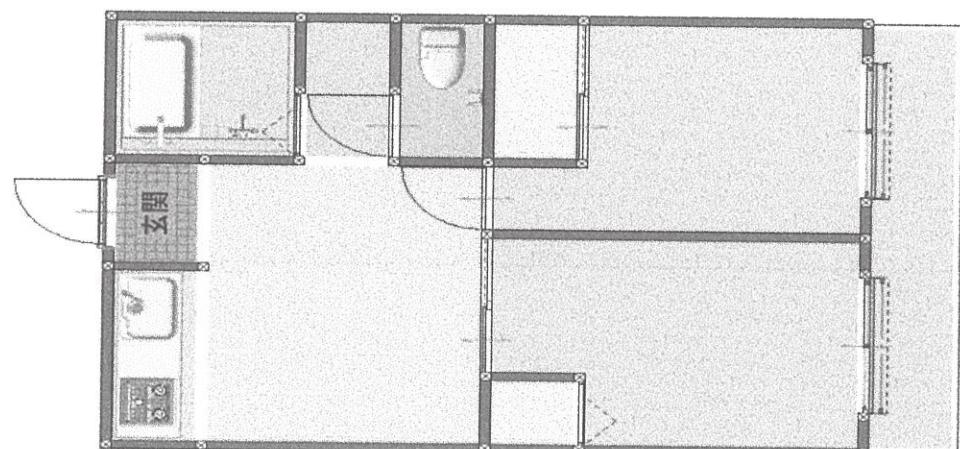
厚生労働大臣 丹羽 塞久





株式会社 AQ

・平面図



株式会社 AQ

・写真（外観）



・写真（内観）



指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 4 年 7 月 27 日

申請者 フリガナ
氏名又は名称 カバシキガイシャ エー キュー
株式会社 A Q
住所 大阪府柏原市平野1-9-34 メゾン平野102
代表者氏名 代表取締役 成宮 遼河
電話番号 072-974-2403
FAX番号 072-974-2403
メールアドレス aquas.contact@gmail.com

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 2 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者		8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	広陵町 上下水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者	✓	16	安堵町 水道事業管理者		23	河合町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長	✓	17	磯城郡 水道企業団企業長		24	吉野町 水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 上下水道事業管理者		18	高取町 水道事業管理者		25	大淀町 上下水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	明日香村 水道事業管理者		26	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		13	平群町 水道事業管理者		20	上牧町 水道事業管理者				
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	王寺町 水道事業管理者				

様式第3（水道法施行規則第22条関係）

給水装置工事主任技術者選任・解任届出書

水道事業者 殿

令和4年7月27日

届出者

氏名又は名称 株式会社 A Q
住 所 大阪府柏原市平野1-9-34 メゾン平野102
代表者 氏名 代表取締役 成宮遼河

水道法第25条の4の規定に基づき、次のとおり給水装置工事主任技術者の
選任 の届出
解任 をします。

給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	株式会社 A Q	
上記事業所で選任・解任する給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号	選任・解任の年月日
成宮萌香	第306215号	

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

第三〇六二一五号

給水装置工事技術者免状

本籍 大阪府

氏名 成宮萌香

平成六年五月一日生

水道法(昭和三年法律第百七十七号)の
規定により給水装置工事技術者
技術者免状を交付する。

令和三年一月十二日

厚生労働大臣 丹羽 勲

